

第63回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年9月28日（火） 18時30分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況（厚生労働省発表 9月27日15時時点）

国・地域		感染者数	死亡者数
米	国	42,931,354	688,032
イ	ン	33,652,745	446,918
ブ	ラ	21,351,972	594,443
英	国	7,700,358	136,529
ロ	シ	7,313,112	200,245
フ	ラ	7,085,607	117,182
ト	ル	7,039,470	63,166
イ	ラ	5,533,520	119,360
ア	ル	5,250,402	114,862
コ	ロ	4,951,675	126,145
そ	の	89,008,667	2,141,163
合	計	231,818,882	4,748,045

※194の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表9月26日24時時点)

都	道	府	県	感染者数	死亡者数
東			京	374,529	2,872
大			阪	198,469	2,947
神	奈		川	167,081	1,246
埼			玉	114,249	995
愛			知	104,643	1,126
千			葉	99,138	988
兵			庫	76,783	1,383
福			岡	73,752	607
北	海		道	60,122	1,466
沖			縄	49,385	297
そ	の		他	372,345	3,548
合計				1,690,496	17,475

※チャーター便帰国者15名、空港検疫4,164名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(9月27日18時00分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数 (累計)	374,683 人
入院	1,378 人
軽症・中等症	1,253 人
重症	125 人
宿泊療養	506 人
自宅療養	1,810 人
入院・療養等調整中	426 人
死亡	2,883 人
退院等 (療養期間経過を含む)	367,680 人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 374,680名

(注)

- ・ チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・ 「重症」は、人工呼吸器管理（ECMOを含む）が必要な患者数を計上
- ・ 退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

6月10日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
6月16日 第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
6月17日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月 5日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月12日 第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月24日 第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
8月25日 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
8月27日 第6回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
9月 3日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
9月 8日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
9月 9日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
9月28日 第77回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
8月17日 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
9月 9日 第62回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月12日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月30日まで延長)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(7月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(7月21日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(8月3日)
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出(9月16日)

【都民安全推進本部】

- ・ 繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ

【総務局】

- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施
- ・ 車両を活用した広報活動を実施【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
(まん延防止等重点措置期間(6月21日～)、7月11日時点の件数、要請：131店舗・命令：6店舗)
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種(6月25日～)
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
(緊急事態措置期間(7月12日～)、9月29日時点の件数、要請：1,480店舗、命令：91店舗)

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・広報東京都7月号で、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、相談窓口、感染防止対策について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、7月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・新聞一般紙6紙及びスポーツ紙3紙に「STAY HOME」を呼びかける広告を順次掲載（7月29日～8月1日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン）に関する意識調査実施（7月15日～19日）
- ・広報東京都9月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援、感染症に関する情報（ワクチンの接種）、相談窓口について掲載
- ・東京都公式Twitterアカウント等で、ターゲットに応じたワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始（9月3日～）
- ・新聞一般紙6紙にパラマソンの自宅での観戦を呼びかける広告を掲載（9月4日）
- ・私立学校の児童生徒等の感染が確認された際に、当該感染者と接触があった児童生徒等のPCR検査を速やかに実施できる体制を整備
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、ワクチンの副反応に関するチラシを「やさしい日本語」で作成・配布

【都市整備局】

- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時以降の消灯についてお願い

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、令和3年1月以降、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大した。また、随時募集において新たな団地を追加（累計1,040戸。うち、令和3年7月～9月の毎月募集の募集戸数及び随時募集の追加戸数合計400戸）

【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（9月15日時点 延1,865人）
- ・多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～）
- ・「酸素・医療提供ステーション（救急型）」の運用を開始（8月14日～）
- ・「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置（8月21日以降順次設置）

【産業労働局】

- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（4・5・6月分）」の申請受付開始（7月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（6月）を公表（7月2日）
- ・コロナ禍の影響を受けた非正規雇用者のための「短期間・短時間委託訓練」の開始について公表（7月5日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」の早期支給分の申請受付を開始（7月19日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（4/25～5/11実施分）」及び「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分及び6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（7月26日）
- ・都と経済団体が連携したワクチン接種予約受付の開始について公表（7月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（7月28日）（東京商工会議所）
- ・「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（7月）を公表（8月6日）
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（8月17日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の対象施設の追加について公表（8月17日）

【産業労働局】

- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（7・8月分）」の申請受付開始（9月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（8月）を公表（9月3日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（9/1～9/30実施分）」早期支給分の申請受付開始（9月13日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/31実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（9月14日）
- ・「営業時間短縮を行う大規模施設に対する協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（9月14日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3.9支払い分まで）

【建設局】

- ・都道におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・都立公園における飲食等の臨時出店の運用を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【港湾局】

- ・臨港道路におけるテラス営業などのため道路占用許可基準を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）
- ・海上公園におけるテラス営業などのため公園使用の規制を一部変更（期限：R3.9末→R4.3末まで延長）（9月17日）

【交通局】

- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局・下水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和4年3月31日まで延長

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施

【教育庁】

- ・都立学校における、緊急事態宣言に伴い、飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止及び夏季休業に向けた注意喚起等
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（7月8日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、夏季休業期間中における注意喚起及び感染症対策の一層の徹底等
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（7月30日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間再延長に伴い、夏季休業明けについての教育活動の留意事項及び感染症対策の一層の徹底等
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（8月17日）
- ・都立学校における、夏季休業明けの教育活動実施に向けたデルタ株に対する感染症対策の取組の強化等
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（8月24日）
- ・都内全公立学校で児童・生徒及び教職員等の感染が判明した場合、学校において濃厚接触者相当の者を特定し、PCR検査を9月1日から実施
（区市町村立学校も対象）（8月27日）
- ・高校生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知（8月31日）
- ・都立学校における感染症対策の更なる徹底のため、デルタ株対応の感染症対策チェックリストを配布
（区市町村には都の感染症チェックリストを参考送付）（8月31日）
- ・都立学校における、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理（9月1日）
（区市町村には都の措置を参考に周知）
- ・文部科学省から都内公立学校向けに抗原簡易キットが配布されることに伴い、各都立学校へ活用を依頼（9月7日）
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、校内の感染症対策の強化と一層の徹底等
（区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知）（9月9日）
- ・中学3年生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知
（区市町村立学校も周知）（9月17日）
- ・12歳以上の児童・生徒が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知
（区市町村立学校も周知）（9月24日）

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

東京都におけるリバウンド防止措置（案）

令和3年9月28日

東京都

1. 東京都におけるリバウンド防止措置（案）

（１）区 域

都内全域

（２）期 間

令和３年10月１日（金曜日）０時から10月24日（日曜日）24時まで

（３）措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下の要請等を実施

①都民向け

- ・外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

なお、10月25日（月曜日）以降の措置等の内容については、別途、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、決定する。

また、上記期間の終了前であっても、感染状況等に応じ、専門家の意見を聴取した上で、措置等の強化又は緩和を行うことがある。

2. 都民向けの要請

- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動することを要請
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項)
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動に際しては、基本的な感染防止策を徹底することを要請 (法第24条第9項)
- 21時以降、飲食店等に入出入りしないことを要請 (法第24条第9項)
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請
(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗 ・営業時間の短縮（5時から21時）を要請（法第24条第9項） ・同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とすることを要請（法第24条第9項） ・11時から20時までの間、酒類提供・持込を可とする
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗 ・営業時間の短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） ・酒類提供・持込の自粛を要請（法第24条第9項） ●飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合、カラオケ設備の利用自粛を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	●飲食を主として業とする店舗以外において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） （次頁に続く）

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設（飲食店営業許可を受けていないカラオケ店を含む）	●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 ●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 （法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 ●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 （法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守を要請（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等	●営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼 （生活必需物資を除く。） ●以下の取組の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●百貨店の地下の食料品売り場等に対し、入場者の整理等 の実施を要請（法第24条第9項） ●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛を要請 （法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、 換気の確保等、感染対策の徹底を要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステティック業、リラクゼーション業 等	

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校（第1号）	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	・地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底について、協力を依頼 ・部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底について協力を依頼 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することについて協力を依頼
保育所等（第2号）	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等（第3号）	大学等	
集会場等（第5号）	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
博物館等（第10号）	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設（第11号）	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避けること、換気の確保等、感染対策の徹底
商業施設（第12号）	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等（第13号）	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限（※令和3年10月30日（土）24時まで）

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

	施設の収容定員（※1）			
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～20,000人以下	20,000人超
大声なし （※2）	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可	10,000人まで可
大声あり （※2）	収容定員の半分まで可			10,000人まで可

（大声なし）クラシック音楽、演劇等 （大声あり）ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できることが必要

※2 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断

- 営業時間の短縮（5時～21時）について、協力を依頼
- **業種別ガイドラインの遵守**を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底について、協力を依頼
- **接触確認アプリ等の利用奨励**を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- **職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと**を要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅について、協力を依頼

飲食店等に対する協力金

営業時間短縮等の要請に全面的にご協力いただいた都内の飲食店等に対して、協力金を支給

- **対象期間** **令和3年10月1日(金)～24日(日)【24日間】**
- **支給額** **一店舗当たり 中小事業者：60万円～480万円**
(予定) **大企業 ：上限480万円**

※詳細は追って公表

学校の対応

- ✓ 基本的な感染症防止対策を一層徹底
- ✓ 都立学校は、対面学習を基本とし、感染状況により、オンライン学習で対応
- ✓ 部活動は、休憩中や活動の前後を含め感染症防止対策を徹底した上で実施
- ✓ 修学旅行等の集団での宿泊を伴う活動は、今回のリバウンド防止措置期間中は延期

※修学旅行については、今回のリバウンド防止措置期間終了後に実施できるよう各学校において必要な感染症防止対策について検討し、準備を進める

都立施設等の対応

10月1日以降の対応

- リバウンド防止のため、これまで同様、感染防止対策を徹底した上で開館
- 入場制限を実施しつつ、三密にならない範囲で一日の入場者数を引き上げ
- 都立公園の対応（継続）
 - ・ 通行規制、特定エリアの立入制限、集団での飲酒等の自粛要請
 - ・ 売店での酒類の販売停止、園内巡回による呼び掛け

令和3年度9月補正予算案（追加分）

飲食店等に対し、リバウンド防止措置期間中の営業時間短縮等の要請に伴う協力金を支給するため、**補正予算を編成**

予算規模 **2,283 億円**